

平成29年度岩内町生活交通確保維持改善計画
(地域内フィーダー系統確保維持計画)

資料1

(策定年月日)平成28年 6月27日
(協議会名称)岩内町地域公共交通活性化協議会
(代表者)会長 猪口 仁

1. 地域公共交通確保維持改善事業に係る目的・必要性

岩内町は鉄道交通がなく、各地域への交通手段としては、路線バスがその役割を担っている。岩内バスターミナルを起点とし、札幌市をはじめ、小樽市、また近隣町村である寿都町、神恵内村、倶知安町へ運行しており、幹線交通については、一定の公共交通サービスを充足しているものと考えられる。しかしながら、この幹線交通は、市町村間をネットワークすることが大きな目的であり、基本的に停留所は国道沿道にしかなく、面的に岩内町内をカバーする路線とは言い難い。現状として、幹線交通につなげるためのフィーダー交通が不足しており、公共交通を利用しづらい状況となっている。

町内では住民の高齢化が進んでおり、これに合わせ自家用車などの「生活の足」を持たず、日常生活に支障を来している住民も増加している。また、自家用車を所有していても、運転に危険を感じ、使用できない高齢者もいる。

平成26年度に実施した、岩内町における公共交通の検討調査においては、「生活の足」がない高齢者等の交通弱者が外出する際には、岩内町の地域特性上、ハイヤーやタクシーによる移動が多いと示されたが、同時に、通院や買い物など、日常生活の移動を担う公共交通が求められていることも判明した。

これらの状況を踏まえ、平成27年10月及び翌年2月にコミュニティバスの実証運行を行ったところ、多くの住民の利用があり、岩内町における住民の移動手段として、公共交通の必要性が充分確認されたところである。

今後はさらなる高齢化が予測されており、町内における公共交通の存在も今まで以上に必要となることが予想される。また、公共交通を軸としたまちづくりによる地域活性化などを行ううえでも、コミュニティバスを含めた公共交通の確保が不可欠である。

本計画は、住民ニーズに合った、新たな交通サービスの提供と公共交通の利用拡大を行うことで、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための交通環境を確保することを目指すものである。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

通院や買い物など生活面での利便性を確保するとともに、商店街などと連携し、地域の活性化に資する公共交通を確保する。

また、広報活動やバスを利用しやすい環境の整備を継続して行い、利用者の増加を図るとともに、誰もが安心して利用できるよう努め、着実なバス利用の定着を目指す。

◆コミュニティバスの利用者数(目標) 65人/日以上

(2) 事業の効果

自家用車を持たない、または利用できない高齢者等交通弱者の通院や買い物等における利便性が確保され、外出機会の促進が図られる。そのうえで、商店街などと連携することにより、地域の活性化に繋げることができる。

また、幹線交通とフィーダー交通の連携を強化することにより、公共交通全体における利用拡大も図られる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（表1）

別紙表1のとおり。

■岩内町コミュニティバスの事業概要

- ①運行エリア 岩内町内
- ②運行ルート 別紙1参照
- ③運行日 月曜日から日曜日（祝日を含む）
ただし、1月1日は運休とする。
（日曜日及び12月31日、1月2日、1月3日は別ダイヤ）
- ④時刻表 別紙2参照
- ⑤運賃

《種別》	《料金》	《備考》
大人	150円	
小学生以下		
障がい者(知的・身体・精神) 及び介助者1名	無料	手帳の提示が必要

- ⑥運行事業者 ニセコバス株式会社

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（表2）

別紙表2のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

ニセコバス株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

該当なし。

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要（表3）

該当なし。

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧（表4）

該当なし。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要（表5）

別紙表5のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし。

1 1. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし。

1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表 6 及び表 7 又は表 8 及び表 9）

該当なし。

1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当なし。

1 4. 協議会の開催状況と主な議論

- (1) 平成 26 年 2 月 25 日（火）
第 1 回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・国の補助事業活用について（地域公共交通確保維持改善事業）
 - ・岩内町地域公共交通活性化協議会予算（案）について
- (2) 平成 26 年 7 月 11 日（金）
第 2 回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・岩内町地域公共交通の検討調査業務の委託について
- (3) 平成 26 年 9 月 4 日（木）
第 3 回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・平成 26 年度岩内町地域公共交通の検討調査業務に係る契約の締結について
 - ・公共交通におけるニーズ等の把握について
- (4) 平成 26 年 11 月 21 日（金）
第 4 回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・公共交通におけるニーズ等の把握について（中間報告）
- (5) 平成 27 年 2 月 6 日（金）
第 5 回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・公共交通におけるニーズ等の把握について
 - ・地域公共交通の活性化に向けた課題の整理について
- (6) 平成 27 年 5 月 22 日（金）
第 6 回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業））の交付決定について
 - ・岩内町地域公共交通網形成計画素案作成業務の委託について
- (7) 平成 27 年 8 月 24 日（月）
第 7 回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・岩内町コミュニティバス実証運行調査について

- (8) 平成27年11月20日(金)
第8回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・秋期実証運行調査の結果について
 - ・冬季におけるコミュニティバスの実証運行調査について
 - ・岩内町地域公共交通網形成計画の骨子及び計画策定に係る事業の事業評価について
- (9) 平成28年2月19日(金)
第9回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・冬期の実証運行調査の中間報告について
 - ・岩内町地域公共交通網形成計画(素案)について
- (10) 平成28年3月18日(金)
第10回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・冬季の実証運行の結果について
 - ・岩内町地域公共交通網形成計画素案(案)について
- (11) 平成28年5月13日(金)
第11回岩内町地域公共交通活性化協議会
主な内容
 - ・コミュニティバス運行事業について

15. 利用者等の意見の反映状況

岩内町地域公共交通活性化協議会には各種団体の他、利用者及び住民代表の委員にも参加していただき、会議での議論内容及び実証運行やアンケート調査により得た利用者ニーズも反映し、計画を作成。

第1回岩内町コミュニティバス実証運行(利用者アンケートも同時期に実施)
【実施期間】平成27年10月5日(月)から平成27年11月4日(水)まで
【回収件数】157件

第2回岩内町コミュニティバス実証運行(利用者アンケートも同時期に実施)
【実施期間】平成28年2月8日(月)から平成28年3月9日(水)まで
【回収件数】107件

16. 協議会メンバーの構成

別紙3のとおり

担当者連絡先

(住所) 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

(所属) 企画経済部企画産業課

(氏名) 主事 荒木 智弘

(電話) 0135-67-7096

(e-mail) kikaku@town.iwanai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件 (別表7のみ)	
岩内町	ニセコバス株式会社	(1)岩内町コミュニティバス	4,468.5 千円	4,468 千円		乗合バス型	①	地域間幹線系統の雷電線及び 小沢線と岩内ターミナルで乗 換可能	①	
合 計				4,468 千円						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,468 千円		国庫補助 上限額 (千円)	5,167 千円			

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	ニセコバス株式会社	平成29年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	154,895 千円	営業外収益	298 千円	経常収益(イ)	155,193 千円
	営業費用	194,493 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	194,493 千円
	営業損益	△ 39,598 千円	営業外損益	298 千円	経常損益	△ 39,300 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,015,074.3 km			経常収支率	79.79 %	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	139,101 千円	営業外収益	152 千円	経常収益(イ')	139,253 千円
	営業費用	171,988 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	171,988 千円
	営業損益	△ 32,887 千円	営業外損益	152 千円	経常損益	△ 32,735 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	985,765.1 km			経常収支率	80.96 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	137,751 千円	営業外収益	464 千円	経常収益(イ'')	138,215 千円
	営業費用	166,824 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	166,824 千円
	営業損益	△ 29,073 千円	営業外損益	464 千円	経常損益	△ 28,609 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	980,689.3 km			経常収支率	82.85 %	

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ' ÷ ハ' = a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ' ÷ ハ' = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ ÷ ハ = c	平均増減率 (((b ÷ a) - 1) + ((c ÷ b) - 1)) ÷ 2 = d
北海道	170 円 .10 銭	174 円 .47 銭	191 円 .60 銭	6.19 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
北海道	203 円 .64 銭	369 円 .40 銭	203 円 .64 銭	152 円 .88 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗 り入れ部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ+ ヌ)) ÷ チル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ				
北海道	1	岩内町コミュニティバス	岩内ターミナル	野東・岩内ターミナル・宮園	岩内ターミナル	364 日	2,804.0 回	往復 20.0km	往復 20.0km	往復 0.0km	往復 0.0km	100.000 %	56,080.0km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
合計		1系統						往復 0.0km	往復 20.0km	往復 0.0km	往復 0.0km		56,080.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北海道	1	11,420,131円	44円.27銭	2,482,662円	8,937,469円	8,937,469円	8,937 千円	4,468.5 千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
合計		11,420,131円		2,482,662円	8,937,469円	8,937,469円	8,937 千円	4,468 千円	5,167 千円	4,468 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラー=ウ	ウの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
南北海道	1	8,937,469円																			
		円																			
		円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		8,937,469円	4,469,469円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件 (別表7のみ)	
岩内町	ニセコバス株式会社	(1)岩内町コミュニティバス	4,465.5 千円	4,465 千円		乗合バス型	①	地域間幹線系統の雷電線及び 小沢線と岩内ターミナルで乗 換可能	①	
合 計				4,465 千円						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,465 千円		国庫補助 上限額 (千円)	5,167 千円			

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	ニセコバス株式会社	平成30年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	154,895 千円	営業外収益	298 千円	経常収益(イ)	155,193 千円	
	営業費用	194,493 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	194,493 千円	
	営業損益	△ 39,598 千円	営業外損益	298 千円	経常損益	△ 39,300 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		1,015,074.3 km			経常収支率	79.79 %	

		乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	139,101 千円	営業外収益	152 千円	経常収益(イ')	139,253 千円	
	営業費用	171,988 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	171,988 千円	
	営業損益	△ 32,887 千円	営業外損益	152 千円	経常損益	△ 32,735 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		985,765.1 km			経常収支率	80.96 %	

		乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	137,751 千円	営業外収益	464 千円	経常収益(イ'')	138,215 千円	
	営業費用	166,824 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	166,824 千円	
	営業損益	△ 29,073 千円	営業外損益	464 千円	経常損益	△ 28,609 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		980,689.3 km			経常収支率	82.85 %	

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ' ÷ ハ' = a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ' ÷ ハ' = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ ÷ ハ = c	平均増減率 (((b ÷ a) - 1) + ((c ÷ b) - 1)) ÷ 2 = d
北海道	170 円 .10 銭	174 円 .47 銭	191 円 .60 銭	6.19 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
北海道	203 円 .64 銭	369 円 .40 銭	203 円 .64 銭	152 円 .88 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗 り入れ部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ+ ヌ)) ÷ チル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ				
北海道	1	岩内町コミュニティバス	岩内ターミナル	野東・岩内ターミナル・宮園	岩内ターミナル	364 日	2,802.0 回	往復 20.0km	往復 20.0km	往復 0.0km	往復 0.0km	100.000 %	56,040.0km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
合計		1系統						往復 0.0km	往復 20.0km	往復 0.0km	往復 0.0km		56,040.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北海道	1	11,411,985円	44円.27銭	2,480,891円	8,931,094円	8,931,094円	8,931 千円	4,465.5 千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
合計		11,411,985円		2,480,891円	8,931,094円	8,931,094円	8,931 千円	4,465 千円	5,167 千円	4,465 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラー=ウ	ウの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
南北海道	1	8,931,094円																			
		円																			
		円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		8,931,094円	4,466,094円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
11. 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
15. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
16. 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
17. 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準ロで 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件 (別表7のみ)	
岩内町	ニセコバス株式会社	(1)岩内町コミュニティバス	4,465.5 千円	4,465 千円		乗合バス型	①	地域間幹線系統の雷電線及び 小沢線と岩内ターミナルで乗 換可能	①	
合 計				4,465 千円						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,465 千円		国庫補助 上限額 (千円)	5,167 千円			

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	ニセコバス株式会社	平成31年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	154,895 千円	営業外収益	298 千円	経常収益(イ)	155,193 千円
	営業費用	194,493 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	194,493 千円
	営業損益	△ 39,598 千円	営業外損益	298 千円	経常損益	△ 39,300 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,015,074.3 km				経常収支率	79.79 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	139,101 千円	営業外収益	152 千円	経常収益(イ')	139,253 千円
	営業費用	171,988 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	171,988 千円
	営業損益	△ 32,887 千円	営業外損益	152 千円	経常損益	△ 32,735 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	985,765.1 km				経常収支率	80.96 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	137,751 千円	営業外収益	464 千円	経常収益(イ'')	138,215 千円
	営業費用	166,824 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	166,824 千円
	営業損益	△ 29,073 千円	営業外損益	464 千円	経常損益	△ 28,609 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	980,689.3 km				経常収支率	82.85 %

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ' ÷ ハ' = a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ' ÷ ハ' = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ ÷ ハ = c	平均増減率 (((b ÷ a) - 1) + ((c ÷ b) - 1)) ÷ 2 = d
北海道	170 円 .10 銭	174 円 .47 銭	191 円 .60 銭	6.19 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
北海道	203 円 .64 銭	369 円 .40 銭	203 円 .64 銭	152 円 .88 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗 り入れ部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ+ ヌ)) ÷ チル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ				
北海道	1	岩内町コミュニティバス	岩内ターミナル	野東・岩内ターミナル・宮園	岩内ターミナル	364 日	2,802.0 回	往復 20.0km	往復 20.0km	往復 0.0km	往復 0.0km	100.000 %	56,040.0km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
						日	回	往復 km	往復 km	往復 km	往復 km	%	km
合計		1系統						往復 0.0km	往復 20.0km	往復 0.0km	往復 0.0km		56,040.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係 るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ホ又はナのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
北海道	1	11,411,985円	44円.27銭	2,480,891円	8,931,094円	8,931,094円	8,931 千円	4,465.5 千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
合計		11,411,985円		2,480,891円	8,931,094円	8,931,094円	8,931 千円	4,465 千円	5,167 千円	4,465 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラー=ウ	ウの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
南北海道	1	8,931,094円																			
		円																			
		円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		8,931,094円	4,466,094円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
11. 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
15. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
16. 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
17. 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	岩内町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	1,560
交通不便地域	14,451

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
14,451	過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
14,451	14451人×150×1+300万円=5167千円	5,167千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

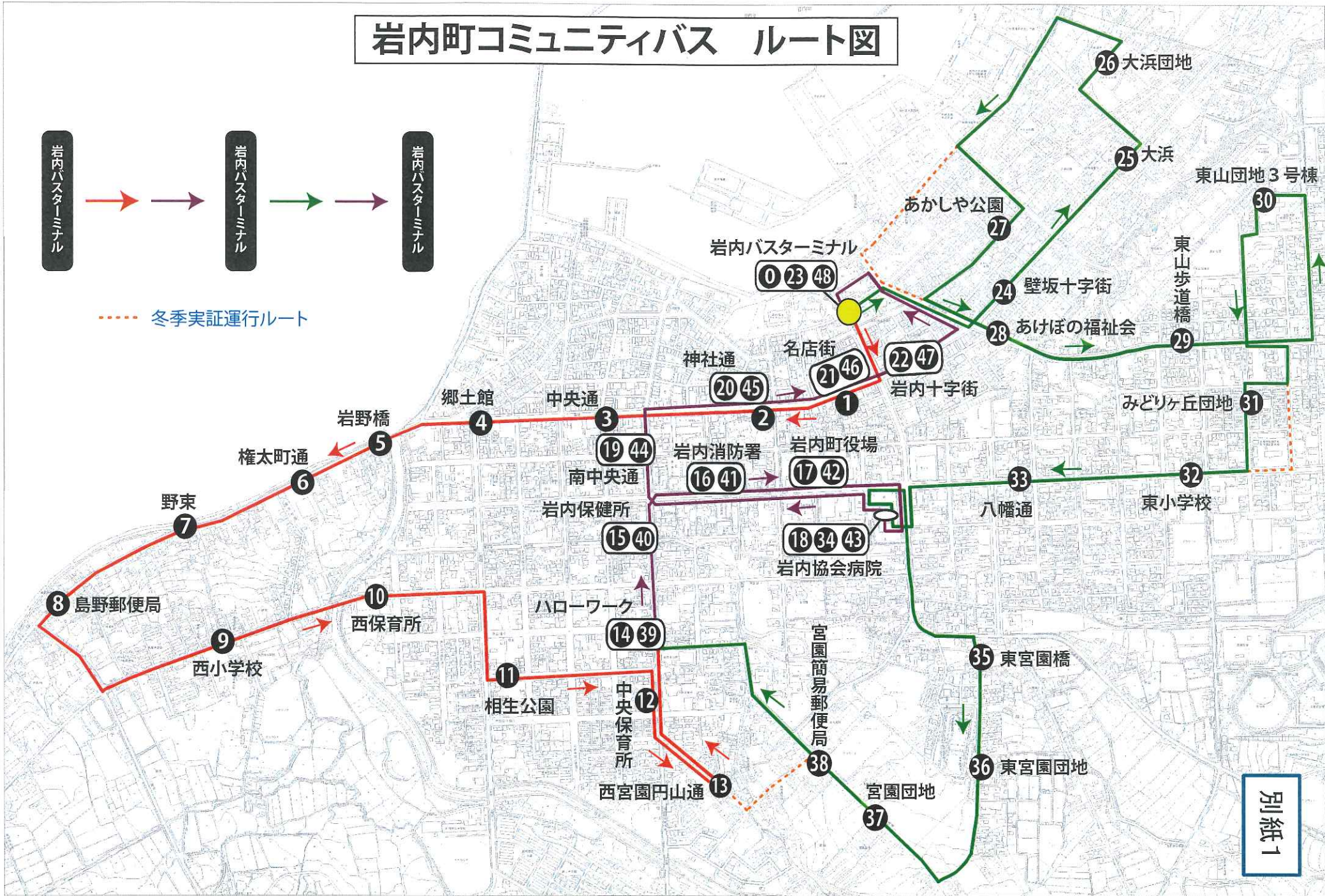
岩内町コミュニティバス ルート図

岩内バスターミナル

岩内バスターミナル

岩内バスターミナル

..... 冬季実証運行ルート



岩内町コミュニティバス 時刻表

【月曜日～日曜日（祝日含む）毎日運行】

別紙2

区分	No.	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
西 循 環	0	岩内バスターミナル	7:30	9:00	10:30	12:00	13:30	14:55	16:20	17:45
	1	名店街	7:31	9:01	10:31	12:01	13:31	14:56	16:21	17:46
	2	神社通	7:32	9:02	10:32	12:02	13:32	14:57	16:22	17:47
	3	中央通	7:33	9:03	10:33	12:03	13:33	14:58	16:23	17:48
	4	郷土館	7:34	9:04	10:34	12:04	13:34	14:59	16:24	17:49
	5	岩野橋	7:35	9:05	10:35	12:05	13:35	15:00	16:25	17:50
	6	権太町通	7:36	9:06	10:36	12:06	13:36	15:01	16:26	17:51
	7	野束	7:37	9:07	10:37	12:07	13:37	15:02	16:27	17:52
	8	島野郵便局	7:38	9:08	10:38	12:08	13:38	15:03	16:28	17:53
	9	西小学校	7:40	9:10	10:40	12:10	13:40	15:05	16:30	17:55
	10	西保育所	7:41	9:11	10:41	12:11	13:41	15:06	16:31	17:56
	11	相生公園	7:43	9:13	10:43	12:13	13:43	15:08	16:33	17:58
	12	中央保育所	7:44	9:14	10:44	12:14	13:44	15:09	16:34	17:59
	13	西宮園円山通	7:46	9:16	10:46	12:16	13:46	15:11	16:36	18:01
	14	ハローワーク	7:48	9:18	10:48	12:18	13:48	15:13	16:38	18:03
	15	岩内保健所	7:49	9:19	10:49	12:19	13:49	15:14	16:39	18:04
	16	岩内消防署	7:50	9:20	10:50	12:20	13:50	15:15	16:40	18:05
	17	岩内町役場	7:53	9:23	10:53	12:23	13:53	15:18	16:43	18:08
	18	岩内協会病院	7:55	9:25	10:55	12:25	13:55	15:20	16:45	18:10
	19	南中央通	7:58	9:28	10:58	12:28	13:58	15:23	16:48	18:13
	20	神社通	8:00	9:30	11:00	12:30	14:00	15:25	16:50	18:15
	21	名店街	8:01	9:31	11:01	12:31	14:01	15:26	16:51	18:16
22	岩内十字街	8:02	9:32	11:02	12:32	14:02	15:27	16:52	18:17	
東 循 環	23	岩内バスターミナル	8:05	9:35	11:05	12:35	14:05	15:30	16:55	18:20
	24	壁坂十字街	8:07	9:37	11:07	12:37	14:07	15:32	16:57	18:22
	25	大浜	8:08	9:38	11:08	12:38	14:08	15:33	16:58	18:23
	26	大浜団地	8:10	9:40	11:10	12:40	14:10	15:35	17:00	18:25
	27	あかしや公園	8:12	9:42	11:12	12:42	14:12	15:37	17:02	18:27
	28	あけぼの福祉会	8:14	9:44	11:14	12:44	14:14	15:39	17:04	18:29
	29	東山歩道橋	8:15	9:45	11:15	12:45	14:15	15:40	17:05	18:30
	30	東山団地3号棟	8:19	9:49	11:19	12:49	14:19	15:44	17:09	18:34
	31	みどりヶ丘団地	8:22	9:52	11:22	12:52	14:22	15:47	17:12	18:37
	32	東小学校	8:23	9:53	11:23	12:53	14:23	15:48	17:13	18:38
	33	八幡通	8:24	9:54	11:24	12:54	14:24	15:49	17:14	18:39
	34	岩内協会病院	8:26	9:56	11:26	12:56	14:26	15:51	17:16	18:41
	35	東宮園橋	8:30	10:00	11:30	13:00	14:30	15:55	17:20	18:45
	36	東宮園団地	8:31	10:01	11:31	13:01	14:31	15:56	17:21	18:46
	37	宮園団地	8:32	10:02	11:32	13:02	14:32	15:57	17:22	18:47
	38	宮園簡易郵便局	8:33	10:03	11:33	13:03	14:33	15:58	17:23	18:48
	39	ハローワーク	8:35	10:05	11:35	13:05	14:35	16:00	17:25	18:50
	40	岩内保健所	8:36	10:06	11:36	13:06	14:36	16:01	17:26	18:51
	41	岩内消防署	8:37	10:07	11:37	13:07	14:37	16:02	17:27	18:52
	42	岩内町役場	8:40	10:10	11:40	13:10	14:40	16:05	17:30	18:55
	43	岩内協会病院	8:42	10:12	11:42	13:12	14:42	16:07	17:32	18:57
	44	南中央通	8:45	10:15	11:45	13:15	14:45	16:10	17:35	19:00
	45	神社通	8:47	10:17	11:47	13:17	14:47	16:12	17:37	19:02
	46	名店街	8:48	10:18	11:48	13:18	14:48	16:13	17:38	19:03
	47	岩内十字街	8:49	10:19	11:49	13:19	14:49	16:14	17:39	19:04
	48	岩内バスターミナル	8:50	10:20	11:50	13:20	14:50	16:15	17:40	19:05

は、1運行で複数回通る停留所

※1月1日のみ運休となります。

※日曜日と12月31日、1月2日、1月3日は、1便と8便が減便となり、1日6便の運行となります。

岩内町地域公共交通活性化協議会委員名簿

別紙3

	区 分	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	計画を策定する町	岩 内 町	副町長	猪 口 仁	会 長
2		〃	総務部長	手 塚 良 人	
3		〃	民生部長	老 田 雅 貴	
4		〃	企画経済部長	佐 藤 博 樹	
5		〃	建設水道部長	木 村 清 彦	
6	道路管理者	国土交通省小樽開発建設部 岩内道路事務所	所長	三 原 慎 弘	
7		北海道後志総合振興局小樽建設管理部 共和出張所	所長	飯 沼 諭	
8	公安委員会	北海道札幌方面岩内警察署	交通課長	藤 本 和 彦	
9	公共交通事業者	北海道中央バス株式会社真栄営業所	所長	荒 井 博 憲	
10		ニセコバス株式会社	営業課長	石 川 章	
11		株式会社キングハイヤー	代表取締役	廣 田 正	
12		株式会社フレンドタクシー	代表取締役	中 川 栄 司	
13	学校関係	岩内町小中学校校長会	会長	廣 崎 司	
14		北海道岩内高等学校	校長	佐 藤 裕 之	
15		岩内町PTA連合会	会長	福 田 直 樹	
16		岩内町教育委員会	教育次長	三 浦 宣 彦	
17	地域住民又は利用者の代表	岩内町社会福祉協議会	事務局長	本 間 康 弘	監 事
18		岩内町老人クラブ連合会	事務局長	花 田 敏 正	副会長
19		岩内町身体障害者福祉協会	会長	前 田 直 久	
20		岩内女性の会	会計	佐 藤 和 加 子	
21		岩内商工会議所 中小企業相談所	所長	美ノ谷正人	
22		いわない商店街連合会	会長	福 嶋 尚 之	監 事
23		岩内観光協会	事務局長	松 田 豊 作	
24	国の機関	国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局	首席運輸企画 専門官	中 山 俊 彰	
25	北海道の機関	北海道後志総合振興局	地域創生部 地域政策課長	本 田 晃	
26	協議会が必要と認める者	札幌大学 教授	工学博士	千 葉 博 正	副会長